

恵那市プレミアム付電子商品券利用規約

第1条（目的）

恵那市プレミアム付電子商品券利用規約（以下「本規約」という。）は、恵那市商品券事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が発行する、恵那市プレミアム付電子商品券（以下「商品券」という。）の利用にあたって適用される利用条件について定めるものとする。商品券を利用される際は、本規約の内容を十分に理解し、本規約に同意したうえで利用するものとする。

第2条（定義）

- （１）「加盟店」とは、別表「恵那市商品券事業取扱加盟店要領」に定める条件を満たした市内に事業所のある個人事業者及び法人事業者をいいます
- （２）「利用者」とは、本規約に同意し、申込登録を行ったうえで、商品券を購入し、利用する者をいう。
- （３）「商品券」とは、実行委員会が定める規約等の条件に従い、利用者に対し発行する、加盟店との取引代金の決済に利用することができる前払式決済手段をいう。

第3条（商品券の購入）

- （１）利用者は、実行委員会が定める購入申込期間内において、商品券の発行を申込みことができる。ただし、利用者は購入申込みの際、実行委員会が指定する方法で必要な情報を入力するものとする。
- （２）申込登録後、購入する権利を得た者は、実行委員会が定める購入期間内にアカウント登録を行ったうえで、商品券を購入するものとする。
- （３）前二項の購入期間内に、商品券の購入をしなかった利用者は、購入の権利を放棄したとみなし、原則として、再度購入申込を行うことができない。
- （４）商品券の購入はアプリ上でのクレジットカードまたはコンビニエンスストアでの店頭決済等実行委員会の指定する方法のみとする。購入者とクレジットカードの名義が異なる場合は、双方の合意を得たうえで決済をするものとし、決済後に利用者等に不利益が生じた場合であっても、実行委員会は損失を補償する責任を負わない。
- （５）商品券の購入には、インターネットに接続する必要があり、利用者の費用と責任において、本サービスを利用するために必要となる通信回線・機器その他一切の手段を用意するものとする。
- （６）実行委員会から発行されるＩＤやパスワード等を厳格に管理し、第三者にこれを利用させてはならず、かつ、その盗用その他の不正使用を防止する措置を自らの責任において行うものとする。
- （７）利用者が１８歳未満の場合、法定代理人の同意を得たうえで、商品券を購入し、利用するものとする。

第4条（商品券の申込および購入制限等）

- （1）商品券の購入は上限5セットとする。
- （2）商品券は、1台の端末につき1つのアカウントのみ登録できるものとする。
但し、1台の端末で同居家族5人まで申込購入できるが、購入後他の端末に分けることはできない。
- （3）1人が複数台の端末を所有している場合であっても、アカウントは1つしか登録できないものとする。
- （4）商品券の購入申込は、原則として、1人につき1回とする。
- （5）商品券の購入申込は、市内在住者と市内事業所に勤務する者本人のみとする。

第5条（払戻し）

実行委員会は、商品券の払戻しや換金にいかなる理由があつたとしても応じないものとする。

第6条（譲渡）

商品券は、第三者に対し、譲渡することはできない。

第7条（商品券の利用）

- （1）利用者が、対象商品の購入の際に、商品券での支払いを指定し、対象商品の代金額が利用者のアカウントにおいて保有する商品券の残高の範囲内である場合には、当該必要額分の商品券アカウントから代金分を減少させることとする。利用者は、当該商品券の減少をもって、加盟店に対する対象商品の代金支払を完了したものとして取り扱われる。
- （2）実行委員会は、利用者と加盟店との間の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとする。万一、商品券を利用された後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、実行委員会は商品券の返還等を行う義務を負わず、利用者と加盟店の間で解決するものとする。
- （3）商品券は、以下のような場合には使用できないものとする。
 - ①商品券を単に現金化すること及びこれに類する行為
 - ②換金性の高いもの（ビール券、図書券、切手、印紙等）や定価制（たばこ等）商品の購入
 - ③国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い
 - ④事業資金（業者間取引）としての支払い
 - ⑤商品券を担保に供し、または質入れすること
 - ⑥恵那市商品券事業規約第8条の取扱加盟店の責務に反する行為
 - ⑦その他、取扱加盟店等が特に指定するもの

第8条（個人情報の取扱い）

実行委員会は、電子商品券サービスの不正利用の調査・犯罪捜査に必要な場合、

必要に応じ、クレジットカード会社、金融機関および実行委員会が提携する決済代行会社または登録店に対して、利用者の登録情報、取引履歴情報、その他の必要な情報を開示することができ、利用者はあらかじめこれに同意するものとする。

第9条（利用期間）

商品券の利用期間は、令和8年9月1日午前9時から令和9年2月28日とする。利用期間の終了をもって未使用残高は失効する。なお、利用期間の終了は、Webサイト等で事前予告のうえ変更する場合がある。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、次の各号のいずれか一つにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを表明し、保証する。
 - （1）自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること。
 - （2）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （3）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （4）自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - （5）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （6）自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為を行ってはならない。
 - （1）暴力的な要求行為。
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - （5）その他前各号に準ずる行為。

第11条（利用者の禁止行為）

利用者は、次に定める行為を行ってはならないものとする。

- (1) アプリ上に表示される利用画面のキャプチャ並びに QR コードを複製し、決済を行おうとする行為。
- (2) 違法又は公序良俗に反する目的で商品券の発行を受け、加盟店で利用する行為。
- (3) 商品券購入申込時に、実行委員会に対し虚偽又は事実と反する情報を届け出る行為。
- (4) その他本規約に反すること。

第 12 条 (サービスの利用停止または中止)

1. 実行委員会は次の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に対し事前に通知することなく、商品券の発行および取引の全部もしくは一部を停止又は中止することができるものとする。この場合、利用者は商品券の一部または全部を利用することはできない。
 - (1) 発行者の責によらない通信機器、回線もしくはコンピューター等の障害等やむを得ない事由によりシステムを利用することができない場合。
 - (2) システムの保守・点検等により、システムを停止する必要がある場合。
 - (3) 利用者が本規約に違反し、または違反するおそれがある場合。
 - (4) 利用者が商品券を違法もしくは不正に入手、利用した場合、またはそのおそれがある場合。
 - (5) 商品券の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合
2. 発行者および加盟店は、本条に基づき実施した措置に基づき、利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとする。

第 13 条 (連絡、通知)

本規約の変更に関する通知その他実行委員会から利用者に対する連絡または通知は、Web サイト上への掲載、その他実行委員会で定める方法で行うものとする。

第 14 条 (免責)

- (1) 商品券を不正に利用する行為 (発行者または加盟店が不適切と判断する行為)
を利用者が行った場合又はその恐れがあると実行委員会が認めた場合、実行委員会または加盟店は、利用者による商品券の利用を認めない場合がある。また、利用者が 11 条に違反し、または購入コードの紛失、その他の理由により商品券を第三者に利用されるなどして失った場合においても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

- (2) 利用者は、本規約に違反したことにより実行委員会または加盟店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとする。
- (3) 実行委員会は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとする。
- (4) 実行委員会は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含む。)がないことを明示的にも黙示的にも保証していないため、実行委員会は、利用者に対して、瑕疵を除去してサービスを提供する義務を負わないものとする。